

堺市アスベスト対策取組方針 (改定版)

令和6年1月

環境共生課アスベスト対策・調整担当

目次

1 はじめに	1
2 関係者に求められること	2
3 取組方針	3
4 取組内容	5
取組方針 1	5
取組 1-1 計画的な監視指導	5
取組 1-2 吹付けアスベスト除去補助	6
取組 1-3 建築物所有者等への適正管理の啓発	6
取組方針 2	7
取組 2-1 アスベスト使用状況の把握	7
取組 2-2 災害時アスベスト飛散防止マニュアルに基づく対策の具体化	8
取組 2-3 建築物所有者等への啓発	8
取組方針 3	9
取組 3-1 健康支援の推進	9
取組方針 4	10
取組 4-1 庁内統一ルールによる適正管理の推進	10
取組方針 5	12
取組 5-1 対象者に応じた制度等の周知啓発	12
5 推進体制	13

堺市アスベスト対策取組方針

1 はじめに

アスベストは、そのばく露により中皮腫、肺がん等の重篤な疾病の原因となることが社会問題化している物質である。安価で高性能な建築材料として高度成長期を中心に多用され、現存する建築物の大半（8割程度）が、アスベストが使用されていた年代に建築されたものである。つまり、市民生活の周辺に一般的にアスベスト含有建材が存在することがアスベスト問題の前提である。また、これらの建築物の老朽化による解体工事が今後増加し、2030年頃にピークを迎えるとされている。

アスベスト問題に対し、国等が法令等により対策を強化している状況のもと、それらの対策が確実に実施されるよう役割を果たすことが基礎自治体の責務である。

アスベストの飛散防止は、建築物所有者や解体工事施工者等により関連する法令等が適切に遵守されることが対策の基本であり、またそのためには建築物所有者、解体工事業者、市民等への制度周知も重要である。市民等に対しては、アスベスト含有建材が一般的に多用されていることを踏まえ、アスベストに対する正しい知識と正しい制度理解に繋がる周知啓発が必要である。

また、災害による建物倒壊が発生した場合等にアスベストの飛散が危惧されることから、災害時のアスベスト飛散に備えた対策が必要である。取り組む内容としては、アスベストを使用した建築物の把握、建物倒壊等によるアスベスト飛散対策のための平時の備えと有事の行動を定めておくこと、また建築物所有者に対する災害時対応の啓発等がある。

アスベスト疾患に関しては、潜伏期間が40～50年と長く、アスベスト製品製造工場やアスベストを使用した建設現場の作業従事者等の健康被害が現在も増え続けている。アスベスト疾患患者に対する石綿健康被害救済制度をはじめとした国等の支援制度が適切に活用されるよう取り組む必要がある。

堺市では平成28年、市発注工事で大気汚染防止法に抵触する事件が発生し、市と職員が書類送検（後に不起訴）されるという事態を招いた。これを受け堺市は平成29年5月、市長をトップとするアスベスト対策推進本部を設置し、アスベスト対策全般の強化に取り組んできた。

しかしながら令和3年には市有建築物の管理不全事案が発生し、アスベスト対策推進本部が進めてきた取組に一石が投げられる事態となった。市有建築物において生じた不適切事案の問題解決を優先課題とし、令和4年度、アスベスト対策推進本部は、市長指示のもと、市有建築物問題に関しては二度と問題を発生させないための仕組みを構築して迅速に解決し、そのうえで民間建築物の対策に注力するとの方針のもと取組を進めた。

その結果、令和5年度当初までには市有建築物における問題に対して一定の対応方針の整理に至り、令和5年5月のアスベスト対策推進本部会議でその内容が確認された。

今後、アスベスト対策全般について取組を進めるにあたり、この間の市有建築物における教訓や国の動向等を改めて総括し、方針の再整理を行った。

2 関係者に求められること

○建築物等の所有者等

- ・アスベスト対策に係る法令、制度を理解し、管理、解体等における責務を認識すること
- ・所有、又は占有する建築物等におけるアスベスト含有建材を把握すること
- ・施設管理においてアスベスト含有建材の損傷、劣化等に適切に対処し、アスベスト飛散を防止すること
- ・解体工事等を行う際は、法令に定められる建築物所有者、工事業者それぞれの責務を果たせるよう、工事業者と協力し、法令を遵守してアスベストの飛散を防止すること
- ・災害時の建築物倒壊による飛散防止の責任があることを認識し、飛散への備え、被災時の養生等の対応を行うこと

○解体工事等の事業者

- ・アスベスト対策に係る法令、制度を理解し、事業者としての責務を認識すること
- ・法令遵守により作業員のばく露を防止すること、また一般大気環境への飛散を防止すること
- ・アスベスト対策に関して、堺市の取組に協力すること

○市民

- ・アスベストに関する一般的な知識とアスベスト対策に係る法令、制度を理解し、正しい理解のもとに、アスベスト問題を受け止めること

○堺市

- ・関係者への法令及び制度理解への周知・啓発を行い、法令に基づく監視指導を実施すること
- ・市有建築物の所有者として、法令等を遵守することのほか、取組方針を定めてアスベスト対策を推進し、アスベストの飛散を防止して市民の健康を守ること

3 取組方針

○1971年から始まった国の規制強化により、アスベストの製造、使用は禁止され、現在残っている社会的な課題分野を次のように整理する

飛散対策		啓 発	④法令、制度等の周知啓発
①建築物等の適切な管理	・建築物等の適切な点検、管理及び解体時の法令遵守		
②災害対策	・倒壊建物からの飛散防止及び適正な廃棄物処理		
健康対策			
③アスベスト疾患患者支援	・石綿受診勧奨、石綿健康被害救済制度の啓発		

○国の中央環境審議会（令和2年1月）の答申内容に見る課題と対策状況

審議会答申における課題項目		R2.6.5 法改正で対策するもの			備考 (大阪府条例※での対応等)
		R3.4.1	R4.4.1	R5.10.1	
規制対象建材の拡大	L3建材が法規制の対象となる（吹付け塗材はL3となる）	○			法改正まで大阪府条例で対象
事前調査の信頼性の確保	元請業者に事前調査結果の報告を義務付け		○		
	元請業者に有資格者による事前調査を義務付け			○	
	事前調査資料の3年保存を義務付け	○			
罰則の強化・対象拡大	隔離等をせずL1除去した場合等への直接罰の適用等	○			
作業記録の作成・保存	完了確認・作業記録の作成・保存等	○			
作業終了後の報告		○			
作業中のアスベスト漏洩確認	隔離場所周辺での大気測定の実施				大阪府条例では一定条件下で施工境界での大気濃度測定を義務化
	大気濃度測定の精度の担保				大阪府公告第19号で、大気濃度測定手法を明確化
その他	有資格者の育成・確保				
	通常使用時のアスベスト使用状況把握				
	現場での指導強化				
	普及啓発の取組				

※大阪府条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例

審議会答申以外の課題項目					
災害対策					
アスベスト疾患患者の健康支援					

アスベスト対策取組方針

○アスベスト対策を取り巻く社会情勢を踏まえ、堺市に求められる役割を果たすために必要な事項を、以下の取組方針として位置付ける。

1 建築物等のアスベスト含有建材の損傷、劣化等によるアスベストの飛散を防止するため、建築物等の所有者や管理者に対し建築物等の健全な管理を促進し、解体工事等においては法令遵守されるよう監視指導する 【環境局】【建築都市局】

2 災害による建物倒壊等からのアスベスト飛散に備え、平時及び災害時の対策を推進する 【環境局】

3 今なお増加するアスベスト疾患患者に対し、国の支援制度等の周知や石綿検診の受診勧奨等に取り組み、健康支援を推進する 【健康福祉局】

4 市有建築物について、アスベスト対策が確実に行われるよう庁内統一ルールに基づく対策を徹底する 【環境局・建築都市局・建設局・教育委員会・上下水道局 はじめ全局】

5 取組方針 1～4 の取組を進めるために必要な啓発（情報発信）・研修を行う 【環境局 はじめ関係局】

4 取組内容

【取組方針 1】 建築物等のアスベスト含有建材の損傷、劣化等によるアスベストの飛散を防止するため、建築物等の所有者や管理者に対し建築物等の健全な管理を促進し、解体工事等においては法令遵守されるよう監視指導する 【環境局・建築都市局】

取組 1-1 計画的な監視指導

《これまでの取組》

- 平成 29 年度から、建築都市局が所管する建設リサイクル法に基づく解体工事（床面積 80 ㎡以上）等届出情報を環境局と共有し、環境局が解体工事現場への立入等により監視指導を行うことで、解体工事からのアスベスト飛散防止に取り組んでいる。
- 令和 2 年改正の大気汚染防止法により、令和 4 年 4 月から、工事対象の床面積 80 ㎡以上の建築物解体作業、及び対象工事の請負代金 100 万円以上の建築物の改修工事、工作物の解体、改造、補修工事は、アスベスト事前調査結果を「石綿事前調査結果報告システム」により自治体に報告することが義務付けられたことから、当該データも活用し計画的に監視指導を実施している。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
現場確認数	891	1,131	1,134	885	1,023	1,131

《今後の取組》

- 建築物の修繕や解体等はアスベスト飛散の主原因であり、法令の作業基準等が遵守されることがアスベスト飛散防止の基本となる。
- これまで取り組んできた、建設リサイクル法届出情報を建築都市局と環境局で共有し、また「石綿事前調査結果報告システム」で報告された事前調査結果を活用し、引き続きパトロール等による指導監督を継続する。

取組 1-2 吹付けアスベスト除去補助

《これまでの取組》

・アスベスト飛散による市民の健康障害を防止し、生活環境の保全を図ることを目的として、平成 21 年度から、「堺市住宅・建築物吹付けアスベスト対策事業補助金交付要綱」に基づき、市域内に存する民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの分析調査及び除去等事業に要する経費の一部を補助している。

補助対象事業	補助対象建築物	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
分析調査事業	吹付けアスベストを使用しているおそれがある建築物	建築物所有者	分析調査委託費	補助対象経費以内の額で1棟につき25万円を限度とする
除去等事業	分析調査事業の結果、吹付け材にアスベスト含有が判明した建築物	同上	工事請負費	補助対象経費の3分の2以内の額で、1棟につき100万円を限度とする

	H30	R1	R2	R3	R4
分析調査・件数	2	1	1	0	2
除去工事・件数	3	0	0	1	2

《今後の取組》

- 建築物からのアスベスト飛散を防止し、利用者や居住者の健康を守るためには、解体工事等の場合に加え、施設管理における除去等の対策も必要であり、管理責任を有する建築物所有者の対応が重要である。
- 建築物所有者の課題認識を向上させるよう、引き続き効果的な啓発に取り組み、当制度利用件数を増加させて対策効果を高める。

取組 1-3 建築物所有者等への適正管理の啓発

※【取組方針 5】に記載

【取組方針 2】 災害による建物倒壊等からのアスベスト飛散に備え、平時及び災害時の対策を推進する **【環境局】**

取組 2-1 アスベスト使用状況の把握

《これまでの取組》

- 平成 17 年度以降に厚生労働省、国土交通省等が実施した建築物のアスベスト含有調査への回答データを元に、民間建築物のアスベスト含有状況の把握のため、データの集約、整理を行った。

民間建築物のアスベスト調査について

調査機関	調査時期	対象建築物	対象アスベスト	調査施設数	データ保有	
厚労省調査	病院	H20・R3	20床以上	【L1】【L2】	43	健康福祉局
	社会福祉施設	H28・H30		【L1】【L2】	1,697	
国交省調査	H17.7 H17.8	S31～S55 概ね1,000㎡以上 S56～H1 概ね1,000㎡以上	【L1】 (但し吹付けアスベスト、 吹付けロックワールのみ)	1,805	建築都市局	
	H29	不特定多数が利用する300㎡以上	【L1】 (但し吹付けアスベスト、 吹付けロックワールのみ)	157		
合 計				3,702		

《今後の取組》

- 集約、整理したデータについて、災害時に適切にデータ活用できるよう次の取組を進める。
 - ・必要なところに必要なデータを提供できる体制と方法の構築
 - ・災害時の情報提供方法に考慮したデータマッピング
 - ・建築物所有者へのフォロー調査等の機会を捉えたデータ確度の向上
 - ・個人情報の扱いについて、平時と災害時の両面における方針の策定

取組 2-2 災害時アスベスト飛散防止マニュアルに基づく対策の具体化

《これまでの取組》

- 令和3年度に、環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を参考に、市民の安全・安心の確保を目的として、平常時、初動・応急対応、復旧・復興の各フェーズにおける本市の基本的な実施事項等を定めた「堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル（素案）」を策定した。
- 当マニュアルで整理した基本的な実施事項に関して、災害時に実践的に対応できるよう、災害対応実例も参考として、対策具体化への課題抽出を行った。

《今後の取組》

- 抽出された課題に対して、対策優先度の高いものから順次対策の具体化に取り組む。

段階	堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル		対策具体化の課題	取組内容
		実施事項		
平常時	1 平常時における準備	1-1 アスベスト使用建築物等の把握	・アスベスト台帳の整理 ・データマッピング等、災害時のデータ提供への備え ・指定避難所のアスベスト情報の整理	■取組① 民間建築物調査データの集約・整理 《～R4》 ・調査データの集約 ・データマッピングの試行 《R5～》 ・データ提供方法の構築 ・データ精度の向上
		1-2 アスベスト飛散・ばく露防止体制の整備	・市民等への注意喚起の方法と体制の構築 ・建築物所有者への災害時対応の周知	
		1-3 応急対応に必要な資機材の確保	・調査等従事者に必要なマスク、防護服等の準備 ・露出アスベストの養生等に必要養生シート等の準備	
		1-4 災害時タイムスケジュールの作成	・BCPの修正、対策業務の追加	
初動対応	2 注意喚起	2 初動対応者、住民等への注意喚起	・災害対応職員への情報提供手法の策定 ・市民等への情報発信方法の策定	■取組② マニュアルの充実（初動・応急対応） 《～R4》 ・災害対応実例の調査 《R5～》 ・情報収集、発信体制の構築 ・建築物所有者が対応しない場合の代行措置の検討 ・資機材準備
応急対応	3 アスベスト露出等の把握	3 アスベスト露出状況等の把握	・アスベスト露出通報の集約体制の構築 ・被害情報とアスベスト台帳による注意箇所特定 ・確認調査・対策指示体制の構築 ・協定団体への協力要請手順の確立 ・所有者への対策依頼の手法の構築	
	4 応急の飛散・ばく露対策	4-1 飛散・ばく露防止の応急措置 4-2 廃棄物中の吹付けアスベスト等の回収	・所有者への助言方法の構築 ・市による代行措置の体制構築 ・廃棄物からのアスベスト含有建材の分別指導 ・現場での保管方法の周知	
復旧・復興	5 調査・届出・解体工事	5-1 事前調査、作業計画	・工事施工者による立ち入り可・不可の判断方法の構築	■取組③ マニュアルの充実（復旧・復興） 《～R4》 ・災害対応事例の調査 ・災害廃棄物処理計画との関係を検討 《R5～》 ・建築物の注意解体に対する指導基準の構築 ・仮置き場等にアスベスト含有災害廃棄物が混入された場合の実態的な分別、管理要領の検討
		5-2 解体工事	・注意解体の方法周知と散水等の確認方法の構築	
	6 収集・運搬	6 収集・運搬における飛散防止		
	7 一時保管	7-1 分別・保管方法 7-2 一時保管における飛散防止 7-3 仮置場での管理状況の確認	・堺市災害廃棄物処理計画との関係整理	
	8 中間処理・最終処分	8 中間処理・最終処分		

取組 2-3 建築物所有者等への啓発

※【取組方針 5】に記載

【取組方針 3】 今なお増加するアスベスト疾患患者に対し、国の支援制度等の周知や石綿検診の受診勧奨等に取り組み、健康支援を推進する

【健康福祉局】

取組 3-1 健康支援の推進

《これまでの取組》

- 石綿検診及び受診勧奨の広報の実施
 - ・環境省が実施する「石綿読影の精度に係る調査」（令和元年度までは「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」）に参加する形で「堺市石綿検診」を実施している。
 - ・石綿検診の受診勧奨として、市ホームページ、広報さかい、肺がん・結核検診会場でのチラシ配架、関係する講演会での制度紹介など、様々な方法により広報を行っている。
 - ・石綿検診申込者数（平成 29 年度～令和 4 年度） 309 名
- 検診受診者の健康管理の支援
 - ・検診受診者に対し、自主的・継続的な健康管理を支援するため、「石綿読影の精度に係る調査」の内容に即した「アスベスト健康手帳」を配布している。
- 「石綿健康被害救済制度」の周知
 - ・（独）環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度」について、市ホームページ、広報さかいにより広報周知を行っている。

《今後の取組》

- アスベスト疾患の潜伏期間は 40～50 年と長く、アスベスト製品製造工場やアスベストを使用した建設現場の作業従事者等の健康被害が現在も増え続けている状況を踏まえ、アスベスト疾患患者に対する健康支援に継続して取り組む。

【取組方針 4】 市有建築物について、アスベスト対策が確実に行われるよう庁内統一ルールに基づく対策を徹底する

【環境局・建築都市局・建設局・教育委員会・上下水道局 はじめ全局】

取組 4-1 庁内統一ルールによる適正管理の推進

《これまでの取組》

○レベル 1 への対応

- ・平成 17 年のクボタショック事件を踏まえ、全庁的な調査により確認された吹付けアスベスト（レベル 1）について、順次、除去、囲い込み等の対策を講じた。
- ・令和 3 年度にレベル 1 建材の調査漏れが確認されたため、全庁的に再調査を実施した。
- ・レベル 1 建材に関しては、本市では「みなし含有」による管理は行わない方針とし、除去等の対策方針を位置づけ、順次実施している。

令和5年11月1日時点

確認年度	施設名	所管課	使用箇所	対策
令和5年度 公表まで 2年	泉北水再生センター	三宝水再生センター	汚泥棟電気室の天井	囲い込み状態
	塩穴団地1棟	住宅改良課	搭屋につながる階段裏	封じ込め済
	中央図書館	中央図書館総務課	2階閲覧室の外壁パネル内側	囲い込み状態
令和3年度 新たに 公表	東雲公園予定地内建築物	公園監理課 大浜公園事務所	屋根裏及び屋根軒	外部露出部除去済・建物除去を検討
	日置荘小学校	学校施設課	体育館3階フロアの天井裏	使用中止・R5年度除去工事中
	登美丘西小学校		体育館3階フロアの天井裏	使用中止・除去予定
	八田荘小学校		体育館3階フロアの天井裏	使用中止・除去予定
	福泉小学校		体育館3階フロアの天井裏	使用中止・除去予定
令和3年度 再調査	石津水再生センター	三寶水再生センター	管理棟書庫の天井	立入禁止・除去予定
	泉北水再生センター		上水タンク庫の内壁	立入禁止・除去予定
	七道作業所B棟	住宅管理課	陸屋根デッキプレート	関係者以外立入禁止・R5年度除去工事契約済
	百舌鳥支援学校（分校）	学校施設課	1階階段室の壁及び天井	関係者以外立入禁止・R6年度除去予定
	鳳南小学校		北校舎西側階段室の屋上階窓上部	囲い込み済

○レベル 2 への対応

- ・レベル 2 建材のうち、高熱による損傷、劣化等によりアスベスト飛散リスクが高まるとされる煙突の断熱材について、平成 29 年度に、アスベスト含有を調査し、アスベスト含有の煙突断熱材については除去等の対策方針を定め、順次対策を実施している。
- ・令和 5 年度には、レベル 2 建材への対策強化として、機械室の把握、及び煙突断熱材の再確認を実施した。

機械室の把握 →レベル 2 建材が集中する機械室を把握し、重要点検部位とすることで、損傷、劣化等を補足することが、実質的な飛散対策と考え、本市の対応方針とした。

煙突の再確認 →H29 調査内容の再確認及び使用していない煙突の閉鎖状態等の状況の再確認を実施し、対応を確実化した。

○アスベスト含有建材の適正な管理

・アスベスト含有建材を適正に管理し、飛散を防止することは施設管理者の責務との認識のもと、本市の各施設管理者による管理を確実化、均質化するため、マニュアルを整備し、施設管理者向けの研修を実施している。（施設管理者向けの研修については【取組方針 5】に記載）

・点検・管理マニュアルの整備

平成 29 年 8 月 「堺市公共建築物アスベスト含有建材点検マニュアル（案）」を策定し庁内周知

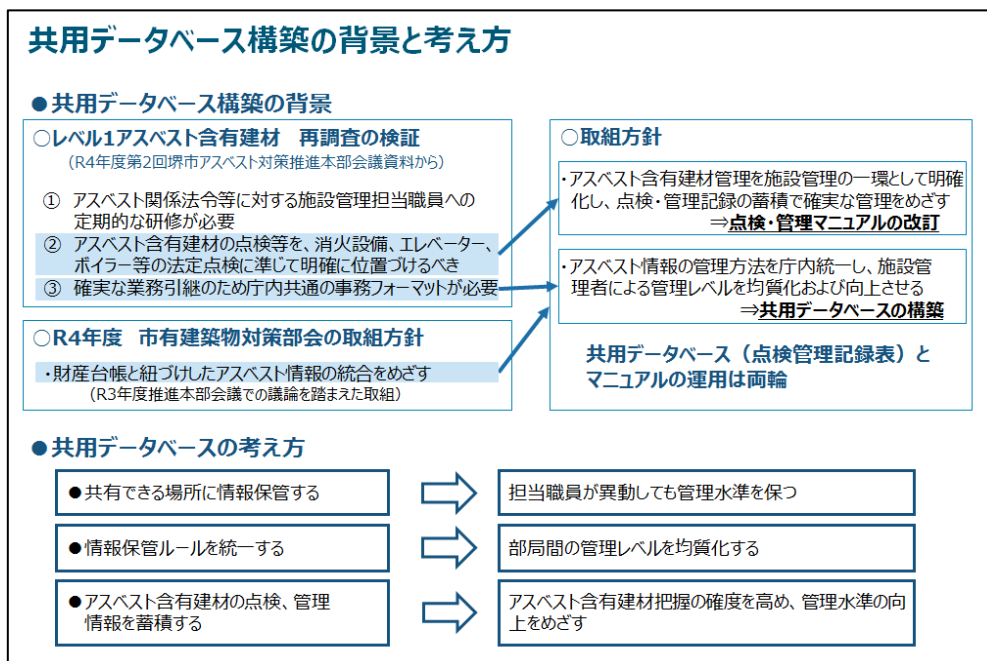
平成 30 年 6 月 「堺市公共建築物アスベスト含有建材点検マニュアル」を策定

令和 3 年 3 月 「堺市公共建築物アスベスト含有建材点検・管理マニュアル（以下「点検・管理マニュアル）」に改定

令和 4 年 3 月 「点検・管理マニュアル」改訂 …レベル 1 再調査及び情報共有を視点とした改訂

令和 5 年 1 月 「点検・管理マニュアル」改定 …アスベスト含有建材管理を施設管理の一環と位置付け、施設点検・管理に重点化して改定、また「堺市アスベスト含有建材共用データベース（以下「共用データベース」・下図）」を整備し、アスベスト含有建材管理の両輪として運用開始

令和 5 年 7 月 「点検・管理マニュアル」改訂 …レベル 2 建材の管理強化、法改正等を反映



《今後の取組》

○レベル 1 対策、レベル 2 対策を含め、本市におけるアスベスト含有建材の管理は、点検・管理マニュアル、共用データベースに基づき、庁内の管理レベルを均質化、向上させるため、これらの運用を定着化及び強化させていく。

○また、本市で発生した過去の事件、事案の教訓を風化させないよう、職員への研修を継続し、また運営内容を常にチェックし、形骸化した取組や法令改正等による改訂が必要な取組等について、点検・管理マニュアル、共用データベースを適時適切に更新する。

【取組方針 5】 取組方針 1～4 の取組を進めるために必要な啓発（情報発信）・研修を行う
【環境局 はじめ関係局】

取組 5-1 対象者に応じた制度等の周知啓発

《これまでの取組》

○平成 29 年度以降、下表に示す内容の啓発・研修等を実施した。

啓発・研修の内容	状況等	対 象				備 考
		建築物所有者等	解体事業者等	市民等	市職員	
●解体等工事に係る法令遵守に関する研修会（堺労働基準監督署を招致）	【啓発・研修部会】 4回開催 のべ282名参加	○	○			【取組方針1】 の内容に相当
●建築物所有者のアスベストに関する責務等についての研修会（大阪府と共催）	【啓発・研修部会】 1回開催 約400名参加	○				
●アスベストの危険性とリスクコミュニケーションについての勉強会（NPO法人東京労働安全衛生センターとの共催）	【啓発・研修部会】 2回開催 のべ104名参加	○	○	○		【取組方針2】 の内容に相当
●アスベストに関する知識及び健康被害についての講演会	【健康対策部会】 2回開催 のべ297名参加	○	○	○		【取組方針3】 の内容に相当
●市有建築物の点検・管理に関する研修	【市有建築物対策部会】 5回開催 のべ349名参加				○	【取組方針4】 の内容に相当
●アスベスト対策に係る技術力向上の研修	【市有建築物対策部会】 6回開催 のべ209名参加				○	
●ホームページの作成	【事務局】平成29年度 開設 令和5年度 内容リニューアル	○	○	○		
●学校教育におけるがん教育	【啓発・研修部会】指導資料を用いて小学6年生と中学2年生にアスベスト教育を実施			○		

《今後の取組》

- これまで、健康対策、市有建築物対策の各部会が実施する研修等と、啓発・研修部会が実施するものが混在していたが、啓発や研修の必要性は全分野共通であること、また堺市のアスベスト対策として行う研修に一貫性が必要なことから、今後は啓発・研修部会が分野横断的に総括して企画することが望ましい。
- 継続的に実施する研修等については、内容の固定化や参加状況等のチェックにより形骸化を防止し、発現効果を考慮して企画を見直すものとする。
- 啓発・研修部会が各部会を総括して研修等を企画し、対象者ごとに必要性和効果を測りながら、啓発、研修を実施する。

【参考】 対象ごとの啓発・研修が必要な課題項目

課題項目	啓発・研修の対象			
	建築物所有者等	解体事業者等	市民等	市職員
●アスベストに関する正しい知識	○	○	○	○
●建築物管理におけるアスベスト含有建材の適正管理	○			○
●建築物等の解体、改造、修繕等において遵守すべき法令、制度等	○	○		○
●災害時の倒壊建築物等からのアスベスト飛散対策	○	○	○	○
●アスベスト疾患患者への支援制度等			○	

5 推進体制

○堺市アスベスト対策推進本部会議

- ・平成 29 年 5 月に「堺市アスベスト対策推進本部（堺市アスベスト対策推進本部規程）」を設置し、飛散対策、健康対策、普及啓発の各分野で取組を推進している。
- ・令和 3 年度には、本部規程を改正し、市有建築物対策部会の追加、及び対応が困難な特定事案に係る対策検討のための臨時下部組織を本部の下に置くことができる規定の追加を行った。

《本部の構成》（規程 第 3 条及び別表第 1）

（本部長）市長

（副本部長）副市長

（本部員）教育長 上下水道局長 技監 交通政策監 市長公室長 政策調整監
 危機管理監 ICTイノベーション推進監 泉北ニューデザイン推進監 総務局長
 財政局長 市民人権局長 ダイバーシティ推進監 文化観光局長 環境局長
 健康福祉局長 保健医療担当局長 子ども青少年局長 産業振興局長
 建築都市局長 建設局長 堺区長 中区長 東区長 西区長 南区長 北区長
 美原区長 消防局長 会計管理者 上下水道局次長 教育次長 教育監
 人事委員会事務局長 議会事務局長

《部会の構成》（規程 別表 2）

部会の名称	部会長	副部会長	部会員
アスベスト飛散対策部会	開発調整部長	建築安全課長	危機管理課長 環境共生課参事（アスベスト対策・調整担当） 環境対策課長 環境事業管理課長 建築監理課長 建築防災推進課長
アスベスト健康対策部会	保健所次長	保健医療課長	環境共生課参事（アスベスト対策・調整担当）
アスベスト啓発・研修部会	環境保全部長	環境対策課長	環境共生課参事（アスベスト対策・調整担当） 保健医療課長 建築監理課長 建築安全課長 建築防災推進課長 学校保健体育課長
アスベスト市有建築物対策部会	建築部長	建築監理課長	財産活用課長 環境共生課参事（アスベスト対策・調整担当） 住宅管理課長 住宅改良課長 公園監理課長 技術力強化担当課長 学校施設課長

○推進体制のブラッシュアップ

- ・平成 29 年から、アスベスト対策推進本部のもとに様々な対策に取り組み、本市のアスベスト対策の課題と今後取り組むべき事項は、一定整理ができていと考えられる。
- ・また、取組の検討を通して庁内ガバナンスを効かせる仕組みが構築されたが、これらの本市の取組経過を風化させず、今後もガバナンスを保っていくためには、取組の最前線における課題対策をこの仕組みにフィードバックすることが重要であり、より実務レベルで PDCA を運用していく体制も求められる。
- ・従って、対策段階に見合った、庁内全体へのガバナンスと実務レベルでの PDCA を両立させる体制へのブラッシュアップを見据えておく必要がある。

○今後の推進体制検討の視点

- ✓ 実務レベルで PDCA を運用するためには、下部組織としての作業部会はどうあるべきか
- ✓ 作業部会を総括する庁内委員会の長、構成メンバーはどうあるべきか
- ✓ 庁内全体へのガバナンスは保てる体制であるか



今後の推進体制 …対策段階に応じて体制変更を検討するものとする

■【参考】取組方針の新旧対照

現行	改定後
<p>第1章 総則</p> <p>1 方針策定の背景と目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベストについて ・H28北部地域整備事務所事件を受けて本部を設置 ・R3.6に取組方針を策定 ・R3事業が発生 ・これを受けて取組方針を改訂 <p>2 取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飛散対策：連携・情報共有による飛散防止対策の徹底 ○健康対策：石綿検診等アスベストによる健康被害に対する支援 ○普及啓発：市民・事業者・職員等への正しい知識の普及・啓発 ○調査管理：市有建築物の調査・管理の徹底及び施設管理者への技術的支援 	<p>第1章 はじめに</p> <p>第2章 関係者に求められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の所有者等 ○解体工事等の事業者 ○市民 ○堺市 <p>第3章 取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現時点におけるアスベスト対策の取組項目整理 ○中央環境審議会におけるアスベスト対策の検討課題 ○堺市の取組方針 <p>【取組方針1】 建築物等の所有者等への関係法令遵守の監視指導 【取組方針2】 災害に備えた平時及び災害時の対策の推進 【取組方針3】 アスベスト疾患患者に対する健康支援 【取組方針4】 市有建築物に対する庁内統一ルールに基づく対策の徹底 【取組方針5】 啓発・研修の実施</p>
<p>第2章 堺市におけるアスベスト対策</p> <p>1 飛散対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの取組 <ul style="list-style-type: none"> ① 市有建築物等管理者による適正管理 ② 市有建築物等におけるアスベスト含有建材の調査と対策 ③ 民間建築物に対する飛散対策 ④ 災害時のばい塵防止対策 ○今後の取組方針 <ul style="list-style-type: none"> (1)民間建築物の対策 (2)災害に備えた対策 <p>2 健康対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの取組 <ul style="list-style-type: none"> ①堺市石綿検診の実施 ②石綿健康被害救済制度の周知 ○今後の取組方針 <ul style="list-style-type: none"> (1)堺市石綿検診の実施 (2)受診者へのアスベスト健康手帳の配布 (3)石綿健康被害救済制度の周知 <p>3 普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの取組 <ul style="list-style-type: none"> ①市民等を対象とした講演会等の開催 ②各対象者に応じた研修会等の開催 ③市民等への周知 ○今後の取組方針 <ul style="list-style-type: none"> (1)アスベストに関する正しい知識の普及・啓発 (2)市職員の人材育成 <p>4 調査管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの取組 <ul style="list-style-type: none"> ①市有建築物の調査・管理（全市有施設におけるアスベスト（レベル1建材）再調査等） ②市有建築物のアスベスト調査・管理台帳の整備 ③施設管理者向けアスベスト調査研修の実施 ④施設管理者向けマニュアルの整備 ○今後の取組方針 <ul style="list-style-type: none"> (1)調査・管理（アスベスト（レベル1建材）再調査等） (2)調査・管理台帳の整備 (3)施設管理者向け調査研修の実施 (4)施設管理者向けマニュアルの整備 	<p>第4章 取組内容</p> <p>【取組方針1】 建築物等の所有者等への関係法令遵守の監視指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取組1-1 計画的な監視指導 ●取組1-2 吹付けアスベスト除去補助 ●取組1-3 建築物所有者等への適正管理の啓発 <p>【取組方針2】 災害に備えた平時及び災害時の対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取組3-1 アスベスト使用状況の把握 ●取組3-2 災害時アスベスト飛散防止マニュアルに基づく対策の具体化 ●取組3-3 建築物所有者等への啓発 <p>【取組方針3】 アスベスト疾患患者に対する健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取組3-1 健康支援の推進 <p>【取組方針4】 市有建築物に対する庁内統一ルールに基づく対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取組4-1 庁内統一ルールによる適正管理の推進 <p>【取組方針5】 啓発・研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取組5-1 対象者に応じた制度等の周知啓発
	<p>第5章 推進体制</p>